## 消防法令適合チェックシート

消防法令適合通知書交付申請に基づく審査及び検査では、主に次の事項を確認します。スムーズに消防法令適合を確認するために、あらかじめ次の事項について確認してください。

届出住宅の所在地

届出住宅の名称

1	防火管理体制は適切である(消防法第8条)	確認済み
	□建物全体として防火管理者の選任が必要です(建物全体で収容人員が特定用	
	途で30人以上、非特定用途で50人以上の場合)	
	□防火管理体制確認シート(別紙1)で、防火管理体制について確認しました	
	(建物の一部に入居する場合)	
2	必要な消防用設備等は適切に設置されている(消防法第 17 条、大阪市火災予	確認済み
	防条例第5章)	
	□消防用設備等確認シート(別紙2)で、消防用設備等の設置状況について確	
	認しました	
3	じゅうたん・カーテン等は防炎物品を使用している(消防法第8条の3)	確認済み
	□使用している防炎対象物品は防炎物品(防炎マークあり)です	
	□じゅうたん □カーテン □布製ブラインド	
	□その他(	
4	こんろ、湯沸設備など火気使用設備は適切に設置されている(消防法第9条、	確認済み
	大阪市火災予防条例第3章)	
	□こんろ、湯沸設備などの離隔距離は適切です	
	□こんろ □湯沸設備 □乾燥設備 □その他	
5	消防用設備等の点検は適切に実施されている(消防法第17条の3の3)	確認済み
	□消防用設備等の点検は適切に実施し、消防署に報告されている	
	□特定用途 過去1年以内に報告が行われている	
	□非特定用途 過去3年以内に報告が行われている	
6	避難経路図は適切に掲出されている(住宅宿泊事業法第6条、大阪市火災予防	確認済み
	条例第 52 条)	
	□各室内の見やすい箇所に避難経路図が掲出されていることを確認しました	
7	消防法令上の取り扱いが変更されることについて所有者等に確認を行った	確認済み
	消防法令上の取り扱いが変更される事項	
	□消防設備点検の報告が1年に1回(従来は3年に1回)となること	
	□消火・避難の訓練の実施が年2回以上義務付けられ、事前通報が必要となる	
	こと	
	□その他	
8	その他	確認済み

※ 不良事項等を確認した場合は、すぐに相談してください。

## 防火管理体制確認シート

届出住宅が入居する建物は、消防法の規定により、建物全体として収容人員が特定用途で30人以上、非特定用途で50人以上となる場合は、防火管理者を選任し、防火管理体制を構築することが必要です。また、届出住宅部分を独立した防火管理体制とする場合は、各管理権原者が協議して、統括防火管理者を選任する必要があります。

あらかじめ、次の事項について確認してください(建物全体として収容人員が特定用途で30人 未満、非特定用途で50人未満の場合は不要です)。

届出住宅の所在地

届出住宅の名称

## 消防用設備等確認シート

申請の届出住宅が入居する建物には、消防用設備等の設置及び維持が必要となります。設置及び維持の状況を確認してください。(必要となる消防用設備等及び確認事項の詳細については消防署担当者の説明を受けてください)

必要となる消防用設備等又は住宅用火災警報器	確認済み
□消火器	
□屋内消火栓設備	
□スプリンクラー設備	
□自動火災報知設備	
□避難器具	
□誘導灯	
□連結送水管	
□非常コンセント設備	
□その他(	
□住宅用火災警報器	
用途変更に伴い次の対応が必要です	

※ 消防用設備等は、建物全体として必要となる場合や階単位又は用途単位で必要となる場合などがあります。

届出住宅部分に必要となる消防用設備等が共用部分に設置されている場合がありますが、 当該消防用設備等についても、審査・検査の対象となります。